

○士別市文化賞条例

平成17年 9 月 1 日

条例第 4 号

（目的）

第 1 条 この条例は、士別市文化賞（以下「文化賞」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（文化賞）

第 2 条 市長は、本市の文化の発達に著しく貢献したと認められる個人又は団体に対し文化賞を贈る。

2 前項のほかに必要があると認めるときは、本市の文化の発達に寄与した個人又は団体に対し士別市文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈ることができる。

3 文化賞は、賞状及び記念金品とし、文化奨励賞は、記念金品とする。

4 前項の賞状及び記念金品の額は、毎年度予算の範囲内で定める。

第 3 条 市長は、前条によって文化賞（文化奨励賞を含む。以下同じ。）を授賞する場合は、教育委員会（以下「委員会」という。）が選定したものを授賞しなければならない。

（審議会）

第 4 条 文化賞の授賞者選定の適正を期するため、委員会の附属機関として、士別市文化賞審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 5 条 審議会は、委員会の諮問に応じて文化賞受賞候補者として申請し、又は推薦された者の事績について調査審議し、文化賞を贈ることが適当と認められるか否かの意見及びこれに関し必要と認める事項を委員会に答申する。

（組織）

第 6 条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

（1） 社会教育委員

（2） 学識経験者

（3） 社会教育関係団体の代表

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、特別の事由があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

（会長及び副会長）

第 7 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を処理する。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 審議会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(授賞の日)

第9条 文化賞は、毎年文化の日（11月3日）に贈ることを例とする。

(委任)

第10条 この条例施行について必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年9月1日から施行する。ただし、平成17年度において委嘱された委員の任期にあっては、第6条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

○士別市文化賞条例施行規則

平成17年 9 月 1 日

教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 士別市文化賞条例（平成17年士別市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する「文化」とは、芸術（音楽、文学、美術及び芸能をいう。）、科学（自然科学、人文科学をいう。）及び体育（社会体育をいう。）をいう。

(受賞の申請又は推薦)

第 3 条 士別市文化賞（文化奨励賞を含む。以下「文化賞」という。）は、本人の申請又は第三者の推薦があったものについて審査の上これを選定するものとする。

2 文化賞を申請し、又は推薦される者は、個人にあっては、士別市出身者若しくは、かつて士別市に在住していた者又は現に士別市に在住している者とし、団体にあっては、かつて士別市に主たる事務所等を有していた団体又は現に士別市に主たる事務所等を有している団体とする。

3 第 1 項の申請又は推薦には、次の事項を記載した書類を毎年別に定める期日までに教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 個人に関する事項

ア 本籍、現住所、職業、氏名及び生年月日並びに士別市在住年数

イ 人物（推薦の場合に限る。）

ウ 経歴、賞罰

エ 申請又は推薦する事績

オ 受賞又は発表した事績

カ その他参考となる事績

(2) 団体に関する事項

ア 名称、所在地及び代表者の地位、氏名

イ 組織及び沿革の概要（寄附行為若しくは定款又は規約若しくは会則等添付）

ウ 事業の目的及び内容

エ 申請又は推薦する事績

オ 受賞又は発表した事績

カ その他参考となる事績

(報告)

第4条 委員会は、審議会の答申に基づいて授賞者を選定したときは、速やかに文化賞授賞者選定書（別記様式）により、市長に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の士別市文化賞条例施行規則（昭和33年士別市教育委員会規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年10月19日教委規則第9号）

この規則は、平成29年10月29日から施行する。